

上尾市告示第48号

上尾市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年上尾市条例第24号）第3条第2項の規定により公の施設の指定管理者の指定をしたので、同条第4項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和8年2月18日

上尾市長 畠山 稔

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地
イコス上尾
上尾市大字平塚951番地2
- 2 指定管理者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
公益財団法人上尾市地域振興公社
代表理事 井上 建一
上尾市大字菅谷16番地
- 3 指定管理者の指定の期間
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで